

天童市学校給食における
調理従事者に感染性胃腸炎（ノロウイルス）の疑いが
発生した場合の対応マニュアル

平成29年12月

天童市教育委員会
学校給食センター

1 調理従事者に感染性胃腸炎（ノロウイルス）の疑いが発生した場合の対応

調理従事者本人にノロウイルス感染の疑い（定時検査による結果が「陽性」を含む。）がある場合又は調理従事者の家族にノロウイルスの感染の疑いがある場合は、次の手順により速やかに対応する。

（1）発生状況の把握及び記録

受託業者は、該当調理従事者から下記について聴取し、別紙1「食中毒感染（感染疑い）連絡票」により学校給食センターに報告する。

ア 下痢、嘔吐、腹痛、吐き気、発熱などの日頃の症状との違い

イ 発症日時、発症状況

ウ 医師の診断の有無と所見

エ 食物、飲食の状況

オ ノロウイルス検体検査を受けた結果（判明次第）

（2）受託業者への対応

ア 受託業者に対してノロウイルスによる食中毒を想定して、速やかに該当調理従事者の検体検査を実施するよう指示する。

イ 受託業者に対して該当調理従事者の調理場への立入禁止を指示する。

ウ 受託業者は学校給食センターへ適宜状況を報告する。

（3）感染性胃腸炎（ノロウイルス）の疑い発生時の関係機関への連絡・相談

ア 村山保健所へ報告し、指導・助言を受ける。

イ 天童市健康福祉部健康課（以下、健康課）へ連絡、相談する。

（4）教育委員会での協議、対応

ノロウイルス感染の疑い報告があった場合、直ちに教育次長に連絡するとともに、栄養教諭等が別紙2「学校給食の停止・継続の判断事項調査票」により、受託業者から状況を聴取する。

その結果「調理従事者にノロウイルスの感染の疑いが発生した場合の学校給食の中止・継続の判断基準」に基づき、学校給食の中止を検討する必要がある場合は、教育総務課、学校教育課、学校給食センター及び子育て支援課で対応を協議する。対応の結果は、直ちに市長及び村山保健所に報告する。

2 学校給食を継続実施する場合

（1）学校給食センターでの施設、器具類等の消毒、調理従事者の手洗いの徹底が検証されていること、業務体制が十分であることを確認して行う。

（2）調理従事者全員の学校給食従事者健康記録表による健康管理の徹底を検証する。

3 学校給食を中止する場合

（1）直ちに小中学校、村山特別支援学校天童校、児童館に中止の連絡を行う。この場合、原因、状況、今後の対応など、教育委員会としての統一見解として文章化して実施する。

（2）保護者あてに、状況と今後の対応について、文書によりお知らせする。

(3) 山形県教育委員会スポーツ保健課（以下、スポーツ保健課）へ報告する。
(別紙様式6)

(4) 市議会議長へ報告する。

(5) 米飯、パン、牛乳など関係業者への中止の連絡をする。

(6) 他の調理従事者、児童生徒などに、同様の症状が出ていないか、状況把握に努める。

(7) 学校給食センターの全職員の検体検査を指示する。

(8) 児童生徒に動揺や不安感を与えないように十分配慮する。

(9) 学校給食中止の初日は、保存用給食で対応し、その後、給食を再開するまでは弁当で対応してもらう。

(10) 学校給食の中止等に関わる相談、苦情等の相談窓口を学校給食センター内に設ける。

4 報道機関への対応

学校給食を中止する場合は、速やかに報道機関へ発表を行うと同時に、天童市のホームページ等広報媒体を活用して市民への情報提供に努める。その際、問い合わせの窓口は、学校給食センターに一本化する。

5 感染拡大の防止

(1) 医療機関との連携

食中毒による感染拡大が疑われる時は、天童市東村山郡医師会に状況を説明する。

(2) 関係職員への周知徹底

食中毒の発生状況やノロウイルスの正しい知識を職員に周知徹底するとともに、症状が出た場合の関係機関への連絡体制をあらかじめ確認しておく。

(3) 保護者への連絡

食中毒が発生した場合は、二次感染を防止するため、直ちに保護者に対し、文書でお知らせする。

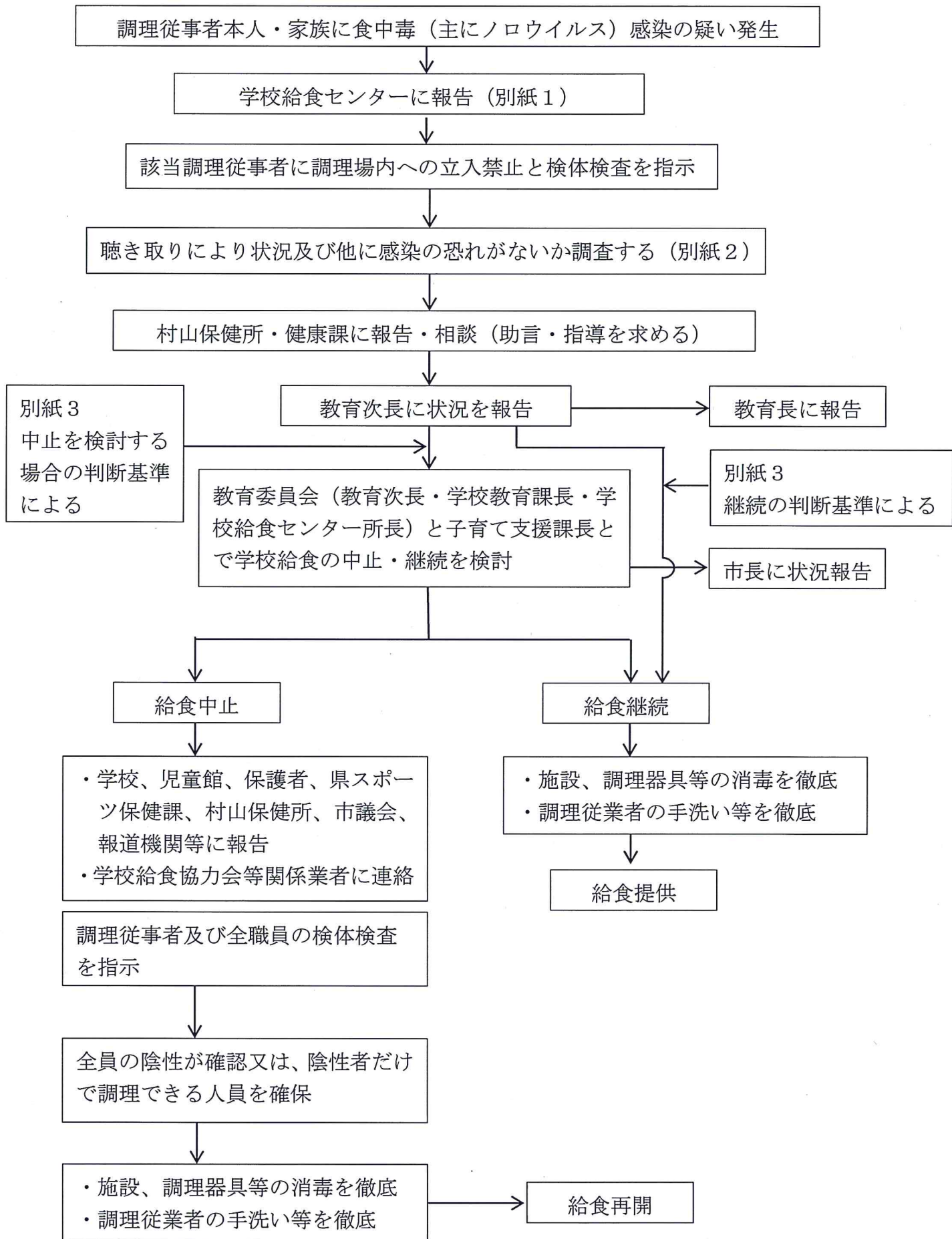
6 その他

(1) 措置の決定については、村山保健所の意見を踏まえる。

(2) 発生した原因などの検証を速やかに行う。

(3) 村山保健所などの立ち入り検査が円滑に行われるよう体制を整える。

調理従業者等が食中毒（主にノロウイルス）感染疑い時の対応フロー



別紙 1

所 長	副所長	栄養教諭	受託業者責任者

食中毒感染（感染疑い）連絡票

該当調理従事者氏名	
ア 下痢、嘔吐、腹痛、吐き 気、発熱などの日頃の症状 との違い	
イ 発症日時、発症状況	
ウ 医師の診断の有無と所 見	
エ 食物、飲食の状況	
オ ノロウイルス検体検査 を受けた結果	

別紙 3

調理従事者にノロウイルスの感染の疑いが発生した場合の 学校給食の中止・継続の判断基準

中止を検討する場合

- 1 下痢、嘔吐、腹痛等の症状（ノロウイルス感染の疑い）がある調理従事者が、複数人発生し、センター内での感染が疑われる場合。
- 2 家族に下痢、嘔吐、腹痛等の症状（ノロウイルス感染の疑い）がある調理従事者が、複数人発生し、センター内での感染が疑われる場合。
- 3 定期のノロウイルス検査（リアルタイムRT-PCR法）で、調理従事者に複数の健康保菌者（陽性だが症状の出していない者）がいると判明し、センター内での感染が疑われる場合。
- 4 多数の調理従事者がノロウイルスで休むなどして給食調理に支障がある場合。

※ 1～4に該当する場合は、マニュアルに従い中止を検討する。

継続する場合

- 1 定期のノロウイルス検査結果、健康保菌者が1名の場合。
- 2 定期のノロウイルス検査時に調理従事者に複数の健康保菌者がいることが判明したが、該当調理従事者の出勤状況や採便の時期、作業内容などから、センター内で感染したものでなく、他に感染している恐れがないと判断できる場合。

※ 上記1及び2の場合も、該当調理従業者を休ませた上、施設、調理器具等を塩素消毒し、調理従事者の人員を確保できる場合に限る。

連絡体制

